

日野町新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）【概要版】

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

▶改定の経緯と目的

日野町新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の感染症危機が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26年3月に策定した。

今般、新型コロナウイルス感染症対応における課題や、政府行動計画の改定（令和6年7月）および県行動計画（令和7年3月）を踏まえ、本町の行動計画についても改定を行い、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対策を実施していくことを目指す。

▶対象疾患

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症（疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。人から人への感染が認められ、既知感染症と明らかに異なるもの）

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

▶対策の目的

- （1）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- （2）町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

▶対策の基本的な考え方

感染症の特徴や状況の変化に幅広く対応するため、感染症の発生段階を準備期・初動期・対応期の3つに分け、有事のシナリオを想定する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・人材育成・訓練実施・体制整備 等	<ul style="list-style-type: none">・町対策本部設置・有事体制への移行・相談センター整備 等	病原体の性状や、ワクチン、治療薬の普及等対応力の状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える

▶対策実施上の留意事項

- ・感染拡大防止と社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切替え
- ・誹謗中傷等、人権侵害が生じないような取組
- ・県等の関係機関との連携及び協力の確保
- ・高齢者施設や障害者施設等における感染症対応力の強化

▶対策の実効性を確保する取組

- ・訓練や研修等の実施
- ・政府行動計画及び県行動計画改定を踏まえた町行動計画の見直し

▶対策推進のための役割分担

国	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し地方公共団体等の対策を支援。・ワクチンや診断薬・治療薬等の早期開発や確保に向けた対策	医療機関	<ul style="list-style-type: none">・院内感染対策の研修・訓練や、個人防護具等の必要な感染症対策物資等の確保を推進。県との医療措置協定に基づき、要請に応じて病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供等を実施。
		指定 地方 公共機関	<ul style="list-style-type: none">・平時から職場における感染対策の実施、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を策定。・新型インフルエンザ等発生時には、業務継続計画に基づき対応
県	<ul style="list-style-type: none">・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体・関係機関と措置協定を締結し、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力を計画的に準備	事業者	<ul style="list-style-type: none">・平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、職場における感染対策を実施。・新型インフルエンザ等の発生時は一部の事業の縮小を含め、感染防止のための措置を徹底
		町民	<ul style="list-style-type: none">・平時からの健康管理に加え、基本的感染対策を実施・新型インフルエンザ等発生時は、発生状況や予防接種等の情報を得て個人レベルの対策を実施

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

項目	準備期	初動期	対応期
実施体制	▶町行動計画の策定 ▶業務継続計画の作成・変更	▶政府対策本部及び県対策本部の設置後、必要に応じて町対策本部を設置 ▶必要な人員体制の強化に向けた全庁的な対応 ▶必要な予算確保、財政支援の検討	▶まん延により対応が困難になった場合、県へ職員派遣を要請 ▶国からの財政支援を活用し、対策実施に必要な予算の確保
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	▶町民等への感染症予防についての情報提供 ▶偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ▶町民等からの問合せに対応するコールセンターの設置準備	▶感染症の発生状況と具体的な対策等の情報提供 ▶偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発を継続 ▶コールセンターの設置	
まん延防止	▶想定される対策等の周知広報 ▶基本的な感染対策の普及	▶感染症法に基づく患者への対応（入院勧告、外出自粛要請、健康観察等）に備えた準備	▶感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応 ▶高齢者施設等や多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請
ワクチン	▶医療機関等と連携した接種体制構築への準備	▶医療関係者等が連携して接種体制を構築 ▶特定接種、住民接種の体制構築	▶特定接種、住民接種の実施 ▶接種に関する情報提供 ▶健康被害救済への対応
保健	▶研修・訓練等を通じた人材育成 ▶関係機関との連携体制の構築	▶県等からの応援派遣要請に対する人員の確保 ▶町民への感染症対策に関する情報提供・共有の開始	▶健康観察及び生活支援 ▶町民等に分かりやすい情報提供・共有を継続する
物資	▶感染症対策物資等の備蓄・備蓄状況の確認		▶備蓄した感染症対策物資等の使用管理 ▶備蓄物資等の供給に関する相互協力
町民生活・町民経済の安定の確保	▶支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について適切な仕組みの整備を行う。 ▶必要な食料品や生活必需品の備蓄 ▶火葬体制の構築	▶事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、オンライン会議の活用等による事業継続に向けた準備を要請 ▶火葬能力を超えた場合に備えた体制の整備	▶生活支援を要する者への支援 ▶教育及び学びの継続に関する支援 ▶生活関連物資等の価格の安定供給に関する関係業界団体等への措置 ▶事業者に対する支援

今後のスケジュール

- 令和8年1月まで 学識経験者・他の地方公共団体の長への意見聴取
 1月下旬 計画原案に対するパブリックコメントの実施
 2月下旬 町長決裁
 3月 日野町議会へ報告・公表、県へ報告